

消費者だより

スポーツジムなどの契約・解約時に 確認しておきたいポイント

最近、フィットネスクラブや常駐スタッフのいないスポーツジム、オンラインレッスンなど、さまざまな形態の運動ができるサービスが増えていますが、契約や解約時のトラブルも増えています。

事例1

ヨガの無料体験に行った。体験終了後に、「今入会すれば、入会金と2か月分の会費が無料。途中で解約すると1万5,000円の違約金がかかる」と説明を受け、その場で入会した。その後友人からピラティス教室に誘われたので、ヨガは利用開始前に解約を申し出たが、違約金を請求された。

事例2

スポーツジムに通っていたが、多忙になったため、半年前に受け付けに口頭で解約を申し出た。クレジットカードの利用明細を見ると、現在までジムの利用料が毎月引き落とされていることに気付いた。連絡すると、「解約は規約上、書面で行うと決まっており、書面の提出がないので契約は継続中だ」と言われた。

■消費者へのアドバイス

- ・契約時は、当事者間で合意した条件や規約内容をよく確認しましょう。利用開始前でも、事例1のように契約が成立していれば規約の条項が適用されるので、注意が必要です
- ・解約手続きは、契約書面や規約に申し出方法の記載があれば、それに従ったやり方で行う必要があります
- ・体験やお試しプランを利用した場合は、定められた期間や回数の終了後、継続しない意思を指定された条件通りに申し出ないと、自動的に有料の契約に移行する場合があります。あらかじめ、条件をしっかりと確認しましょう
- ・無人のスポーツジムやオンラインレッスンの場合、解約したくても事業者につながらなかつたり、メールに返信がなかつたりする場合があります。事業者には、電話やEメールアドレス、HPなど複数の手段で問い合わせましょう

困ったことがあれば、消費生活センターに相談してください。

千代田区消費生活センター

TEL:03-5211-4314(相談専用)

月曜日～金曜日 9:00～16:30

(土日祝、年末年始除く)

